

こちら特報部

再来年五月までに始まることになっている「裁判員制度」。有権者から選ばれる裁判員六人とプロ裁判官三人の計九人の多数決で有罪、無罪を決めるが、その多数決のやり方が書いてある裁判員法六七条の解釈が、法律家の間でさえ割れている。ましてや、一般国民にはかならず理解しにくいケースが生じそうだ。

西村正治弁護士らと劇団「東京芸術座」による法廷劇「美しい国の裁判員時代」が六月二十九日、東京・四谷で上演された。殺人罪に問われた女性を裁判員たちが裁くストーリーだが、論議を呼んだのは「判決」の場面。シナリオを振り返そう。

裁判員法六七条には「判断」と書いてあるだけだ。なのに、有罪判断と無罪判断に差をつけてよいのか。それに、有罪判決より無罪判決が出やすい傾向は、かまわないのか。

私たちが頭が混乱してきた。そこで、社会部の司法記者に協力してもらい、多方面に取材してみた。それで分かったのは、裁判官や検事は総じて、前出の裁判官と同じ考え方というところだ。国会でもこれに類する

ええええ？ でも、裁判員法六七条には「判断」と書いてあるだけだ。なのに、有罪判断と無罪判断に差をつけてよいのか。それに、有罪判決より無罪判決が出やすい傾向は、かまわないのか。

「おや？」と感じた読者もいらっしやるはずだ。「多数決」なら「五対四」で無罪判決が出てくるとはいけないのに、なぜ、裁判長は「評議続行」を促したのだろうか、と。実は、ここに裁判員法のややこしさがあ



法律家の間で論議を呼んでいる多数決シーン＝「美しい国の裁判員時代」から

有罪評決なければ、すべて無罪

「法律家の空気」が基準

法律家がいるとは思えませんが、みんなそう解釈せんけどねえ」とまで言うのは、いわば空気のみです。すべし自信だ。たいなものなんです」とでも、当局がつくった裁言われてしまった。そんな裁判員法の解説書にも、そうこと基本だ、という顔を解説している。裁判員は有罪かどうか判断するもので、無罪とも裁判官または裁判員のかどうかを判断するものじみに多数決で、被告人にやない。だから有罪に決まらな決定はできないようにならなかつたときは全部、無罪にすべきだ」との意見がある。え、そうなの？



有権者の中から無作為抽出で選ばれる裁判員一当たるのはあなたかも一都内で

「条文が悪文」、書き直し求める声

している高山俊吉弁護士だ。「判断」を「有罪判断」に書き直すとか、判断の定義を書き加えるとか、なんらかの明文化が必要だ。さもないと、何か明文化したくない理由でもあるのかと思いたくなります。裁判員制度導入に賛成しているベテラン弁護士の一人も言う。「条文からは、その裁判官が言うような解釈はできませんね。刑事弁護の現場にいる私としては、そういう解釈の担保がほしい。条文を書き直してほしい」。

「過半数で判断」割れる条文解釈

裁判員法67条の「謎」

四名ですね。無罪が過半数です。ですが、無罪の中に裁判官がいません。この場合、裁判員法六七条によって、無罪と決めちゃいけないことになってます。結論が出るまで評議を続けるしかありません。

新制度を予測して演じられた「美しい国の裁判員時代」＝6月29日、東京都新宿区の四谷区民ホールで



「裁判員と裁判官含む」の意味は？

裁判員制度は一般市民だけでなく、報道に携わる側にとっても厄介な相手だ。刑事事件の報道が裁判員の判断に予断を与えかねないとして、当局の報道介入を招きかねない。英国では、昨年十二月に起きた売春婦連続殺人事件で報道自粛要請も。公正な裁判の確保以前に、報道の使命を忘れてはならない。(吉)